

山口大学医学部医学科後援会会則

第1条 本会は、山口大学医学部医学科後援会と称し、医学部医学科（以下「医学科」という。）学生の保護者及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第2条 本会は、事務所を山口大学医学科内に置く。

第3条 本会は、医学科と家庭との連絡を密にし、医学科の発展を助け、学生教育の成果を挙げることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医学科と家庭との緊密化
- (2) 医学科学生の福利厚生に関する事業
- (3) 医学科の対外活動に対する援助
- (4) その他本会の目的を達するために必要な事業

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長，副会長，顧問 各1名
- (2) 理事 若干名
- (3) 監事 2名

第6条 会長は、医学科学生の保護者及び本会の趣旨に賛同する者の中から理事会において選出する。

2 副会長は、当分の間霜仁会（同窓会）副会長をもって充てる。

3 顧問は、医学科長をもって充てる。

4 理事は、保護者理事と医学科関係理事とする。

5 保護者理事は、医学科学生の保護者の中から理事会の議に基づき、会長が委嘱する。

6 医学科関係理事は、附属病院長、学生部委員、教務委員並びに霜仁会役員1名をもって充てる。

7 監事は、医学科学生の保護者及び医学科関係者の中から各1名を選出し、会長が委嘱する。

8 保護者理事及び医学科学生の保護者の中から選出された監事の任期は、当該学生の在学期間とする。

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を掌理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の事業を議決処理する。
- (4) 監事は、会計の監査にあたる。

第8条 会議は、これを分けて入学生保護者会及び理事会とする。

2 入学生保護者会は、毎年一回入学式当日に開く。

3 理事会は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

第9条 理事会において行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 歳入、歳出予算書等の議決並びに決算の承認
- (2) 会務の報告
- (3) 役員（理事、監事）の選挙

(4) 会則の変更

(5) その他必要な事項

第10条 本会の庶務，会計を担当させるため，幹事若干名を置き，医学部事務職員の中から会長が委嘱する。

第11条 本会の会計年度は，4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第12条 本会の経費は，次の収入によって支弁する。

(1) 会費 90,000円（1年次入学者納入6年間分）

60,000円（3年次編入者納入4年間分）

(2) 寄付金

(3) 雑収入

第13条 医学部教育施設拡充等のため必要あるときは，一般業界等から寄付を募集することができる。

附則

この会則は，昭和39年4月15日から施行し，昭和39年度入会者から適用する。

附則

この会則は，昭和40年4月14日から施行し，昭和40年度入会者から適用する。

附則

この会則は，昭和43年2月14日から施行する。

附則

この会則は，昭和44年4月1日から施行する。

附則

この会則は，昭和45年5月27日から施行する。

附則

この会則は，昭和47年3月16日から施行する。

附則

この会則は，昭和52年2月25日から施行する。

附則

この会則は，昭和53年7月20日から施行し，昭和53年5月21日から適用する。

附則

この会則は，昭和63年5月20日から施行する。

附則

この会則は，平成2年4月1日から施行する。

附則

この会則は，平成12年4月1日から施行する。

附則

この会則は，平成15年6月12日から施行し，平成15年4月1日から適用する。

附則

この会則は，平成17年7月14日から施行し，平成18年度入会者から適用する。